

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

上富良野町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	上富良野町の概要	1
2	上富良野町の農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類 型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 ...	16
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	20
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	20
2	本町が主体的に行う取組	20
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	21
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互 提供	21
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目 標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	21
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	22
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	22
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域 の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	22
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その 他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農 作業の実施の促進に関する事項	28
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	28
5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	29
第 7	その他	30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 上富良野町の概要

上富良野町は北海道のほぼ中央、富良野盆地の北部に位置し、東は十勝岳連峰、西は夕張山系に囲まれ、総面積 23,710 ha を有している。

町の中心部を西、北、東方向から囲む丘陵地が畑地帯で、南方向に開かれた平坦地が水田である。周囲が山々に囲まれており大陸性の気候を示し、夏と冬では日照時間や寒暖の差が大きく、夏場は南西風が吹いて気温が上昇し農業には恵まれた気象条件下にある。

平坦地では、稲作を中心とした農業生産が進められおり、クリーンな米作りとして良質生産米に取り組んでいる。畑作地帯は、麦類、豆類、甜菜、馬鈴しょが中心に、かぼちゃ、スイートコーン等の野菜のほか、近年は、町が収益向上作物として奨励しているミニトマト等の施設園芸作物の作付けが伸びている。

また、ビール大麦、種子馬鈴しょの産地として位置付けられており、そのほか、特用作物としてホップ、ラベンダー、青しそなどが栽培されている。

町では、長期輪作体系の確立と地力増進のための緑肥作物作付けを奨励しているほか、畜産振興では肉用牛や肉豚の増産にも力を入れている。

このように本町では多様な農作物が生産されているが、農業者の経営安定の観点から、一般作物を中心とするほかに、野菜、畜産を取り入れ、労働力に見合う高収益作型を導入し、野菜産地として経営の向上を目指している。

また、一般畑作物を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集落的営農を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業展開を目指す。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 上富良野町の農業の現状と課題

本町の農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は 23.8ha で北海道の平均(30.2ha)をやや下回るが、土地利用型の大規模な農業生産を営んでいる。

しかし、高齢化の進行や後継者不足による離農や世代交代等を機に、急速な農地の流動化が進むことが予想される。これに伴い近年、規模拡大が進んできており、今後一層進むことが予想されるが、その一方で集約型農業、複合型農業を志向する農業者に対して地域特性にあった農業を展開できるよう進める。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

上富良野町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りな

がら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

（2）効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力あるものとするため、本町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	1経営体当たり 440 万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1,700～2,000 時間

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、（2）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

（4）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続き、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度（2030年度）における農業法人を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、上富良野町の令和12年度における農業法人数の目標数を35経営体（令和3年1月現在：30経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合いを重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

上富良野町農業が将来に向けて持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、富良野緑峰高等学校農業特別専攻科等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確

保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

（５）農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※ 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

（６）多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

（７）営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状

本町の新規就農者は、後継者等のUターン就農を含めた過去5年間で3人であ

り、町の基幹産業である農業の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、当町においては年間4人程度の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、3に定めるもの(年間農業所得 1経営体当たり概ね440万円程度、年間労働時間 主たる従事者1人当たり概ね1700～2000時間程度)をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準については、3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体当たり概ね220万円程度の達成を目標とする。

第２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１の３の（２）に示したような目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町又は近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等		
1 野 菜	＜作付面積等＞		＜機械施設設備＞		・複式簿記記帳により、 経営と家計の分離を 図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収 集、分析による消費 動向に対応した計画 的出荷、販売	・農作業の共同化によ る労働時間の短縮 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人		
	ブロッコリー	1.0ha	トラクター(90PS)	1台				
	加工南瓜	2.0ha	トラクター(60PS)	1/2台				
	メロン(ハウス)	0.4ha	フロントローダー	1/2台				
	ほうれん草(後作)	0.2ha	トラック(2t)	1台				
	緑 肥	2.0ha	精密は種機	1/10台				
	＜経営面積＞	5.6ha	カルチベーター	1/10台				
			スプレヤー	1/3台				
			ブロードキャスター	1/10台				
			マルチャー	1/5台				
ロータリーハロー			1/2台					
除雪機			1/5台					
		歩行型野菜移植機	1台					
			その他					
		農舎	143㎡	1棟				
		農具舎	56㎡	1棟				
2 水 稻 ＋ 野 菜	＜作付面積等＞		＜機械施設設備＞		・複式簿記記帳により、 経営と家計の分離を 図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収 集、分析による消費 動向に対応した計画 的出荷、販売	・農作業の共同化によ る労働時間の短縮 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人		
	水 稲	5.0ha	トラクター(90PS)	1台				
	ブロッコリー	0.4ha	トラクター(60PS)	1/2台				
	南 瓜	0.5ha	フロントローダー	1/5台				
	グリーンアスパラ(露地)	0.5ha	トラック(2t)	1台				
		0.5ha	自脱型コンバイン(6条)	1/5台				
	イチゴ	0.07ha	ブロードキャスター	1/4台				
	メロン(ハウス)	0.21ha	マニユアスプレッダ	1/5台				
	ほうれん草(後作)	0.1ha	ロータリーハロー	1/4台				
	＜経営面積＞	6.78ha	田植機(4条)	1/4台				
			カルチベーター	1/10台				
			スプレヤー	1/10台				
			マルチャー	1/5台				
			除雪機	1/5台				
			歩行型野菜移植機	1台				
				その他				
			農舎	120㎡			1棟	
			農具舎	66㎡			1棟	
			堆肥盤	49㎡			1基	

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 水 稲 + 野 菜	<作付面積等> 水 稲 5.0ha プロソコリー 0.4ha 南 瓜 0.4ha グリーンアスパラ(露地) 0.5ha メロン(ハウス) 0.38ha ほうれん草(後作) (0.2ha) <経営面積> 6.88ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1/2台 フロントローダー 1/5台 トラック(2t) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1/5台 ブロードキャスター 1/4台 マニュアルスプレッダ 1/5台 ロータリーハロー 1/4台 田植機(4条) 1/4台 カルチベーター 1/10台 スプレヤー 1/10台 マルチャー 1/5台 除雪機 1/5台 歩行型野菜移植機 1台 その他 農舎 120㎡ 1棟 農具舎 66㎡ 1棟 堆肥盤 49㎡ 1基	・複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷、販売	・農作業の共同化による労働時間の短縮 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人
4 水 稲 + 野 菜 + 畑 作	<作付面積等> 水 稲 3.0ha 秋小麦 4.0ha 大 豆 2.0ha 小 豆 2.0ha 加工南瓜 2.0ha メロン(ハウス) 0.3ha スナックエンドウ 0.14ha <経営面積> 13.44ha (うち借地 畑 4ha)	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1/2台 トラック(2t) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1/5台 ブロードキャスター 1/5台 ロータリーハロー 1/4台 総合は種プラント 1/10台 カルチベーター 1/4台 ビーンスレシヤー 1/4台 ディスクハロー 1/4台 フロントローダー 1/5台 田植機 1/5台 その他 農舎 126㎡ 1棟 農具舎 66㎡ 1棟 堆肥盤 60㎡ 1基	・複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷、販売	・農作業の共同化による労働時間の短縮 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 畑 作 専 業 ①	<作付面積等> 秋小麦 6.0ha 大豆 2.0ha 小豆 2.0ha 豌豆 2.0ha 甜菜 6.0ha 馬鈴薯(生食用) 6.0ha <経営面積> 24ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1/2台 マニユアスプレッダ 1/2台 ロータリーハロー 1/2台 フロントローダー(30PS) 1台 ポテトディガ 1/4台 ポテトハーベスター 1台 カルチベーター(4畦) 1/4台 グレンドリル 1/3台 ストロークショッパー 1/5台 スノーモビル 1/5台 スプレヤー 1台 ディスクハロー 1/2台 ボトムプラウ 1/2台 ビート移植機 1/2台 ビートハーベスタ 1/2台 ビーンスレッシャー 1/4台 ビーンハーベスター 1/4台 その他 農舎 126㎡ 1棟 農具舎 83㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、 経営と家計の分離を 図る ・青色申告の実施	・機械の共同及び農作 作業の共同による労 働力、労働時間の短 縮 ・春秋の農繁期におけ る臨時雇用従事者の 確保 ・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人
	<作付面積等> 秋小麦 13.0ha 大豆 4.0ha 小豆 4.0ha 金時 4.0ha 甜菜 10.0ha 馬鈴薯(生食用) 5.0ha <経営面積> 40ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1台 マニユアスプレッダ 2台 ロータリーハロー 1台 フロントローダー(30PS) 1台 ポテトディガ 1/4台 ポテトハーベスター 1台 カルチベーター(4畦) 1/2台 グレンドリル 1/3台 ストロークショッパー 1/2台 スノーモビル 1/10台 スプレヤー(800 I) 1台 ディスクハロー(18×20) 1/3台 ボトムプラウ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 ビーンハーベスター 1/3台 ビーンスレッシャー 1/3台 汎用コンバイン 1/5台 その他 農舎 196㎡ 1棟 農具舎 225㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、 経営と家計の分離を 図る ・青色申告の実施	・大型機械導入による 労働力、労働時間の 短縮 ・春秋の農繁期におけ る臨時雇用従事者の 確保 ・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 畑 作 十 野 菜 ①	<作付面積等> 秋小麦 2.0ha 大豆 2.5ha 甜 菜 2.7ha 馬鈴薯(生食用) 2.5ha グリーンアスパラ(露地) 0.8ha スナックエンドウ 0.4ha <経営面積> 10.9ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1/5台 マニユアスプレッダ 1/2台 ロータリーハロー 1/4台 ポテトディガ 1/5台 ポテトハーベスター 1/5台 カルチベーター(4畦) 1/3台 グレンドリル 1/5台 ストロークショッパー 1/10台 スプレヤー 1/2台 ディスクハロー 1/4台 ボトムプラウ 1/4台 ビート移植機 1/4台 ビートハーベスタ 1/4台 オートフィダー 1/4台 その他 農舎 120㎡ 1棟 農具舎 66㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷、販売	・農作業の共同化による労働時間の短縮 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人
8 畑 作 十 野 菜 ②	<作付面積等> 秋小麦 5.0ha 大豆 2.5ha 甜 菜 6.5ha 馬鈴薯(生食用) 5.0ha 加工南瓜 1.0ha グリーンアスパラ(露地) 0.5ha <経営面積> 20.5ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1/5台 マニユアスプレッダ 1/2台 ロータリーハロー 1/4台 ポテトディガ 1/5台 ポテトハーベスター 1/5台 カルチベーター(4畦) 1/3台 グレンドリル 1/5台 ストロークショッパー 1/10台 スプレヤー 1/2台 ディスクハロー 1/4台 ボトムプラウ 1/4台 ビート移植機 1/4台 ビートハーベスタ 1/4台 オートフィダー 1/4台 その他 農舎 120㎡ 1棟 農具舎 66㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷、販売	・農作業の共同化による労働時間の短縮 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9 畑 作 十 野 菜 ③	<作付面積等> 秋小麦 2.0ha 大豆 2.5ha 甜 菜 2.7ha 馬鈴薯(生食用) 2.5ha 南 瓜 1.5ha グリーンアスパラ(露地) 0.3ha イチゴ 0.1ha <経営面積> 11.6ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1/5台 マニュアルスプレッダ 1/2台 ロータリーハロー 1/4台 ポテトディガ 1/5台 ポテトハーベスター 1/5台 カルチベーター(4畦) 1/3台 グレンドリル 1/5台 ストロークショッパー 1/10台 スプレヤー 1/2台 ディスクハロー 1/4台 ボトムプラウ 1/4台 ビート移植機 1/4台 ビートハーベスタ 1/4台 オートフィダー 1/4台 その他 農舎 120㎡ 1棟 農具舎 66㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷、販売	・農作業の共同化による労働時間の短縮 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人
	<作付面積等> 秋小麦 2.0ha 大豆 2.5ha 甜 菜 2.7ha 馬鈴薯(生食用) 2.5ha 南 瓜 1.0ha グリーンアスパラ(露地) 0.3ha メロン(ハウス) 0.3ha ほうれん草(後作) 0.1ha (0.1ha) <経営面積> 11.4ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1/5台 マニュアルスプレッダ 1/2台 ロータリーハロー 1/4台 ポテトディガ 1/5台 ポテトハーベスター 1/5台 カルチベーター(4畦) 1/3台 グレンドリル 1/5台 ストロークショッパー 1/10台 スプレヤー 1/2台 ディスクハロー 1/4台 ボトムプラウ 1/4台 ビート移植機 1/4台 ビートハーベスタ 1/4台 オートフィダー 1/4台 その他 農舎 120㎡ 1棟 農具舎 66㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷、販売	・農作業の共同化による労働時間の短縮 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
11. 畑 作 十 肉 牛	<作付面積等> 秋小麦 2.5ha 小 豆 2.5ha 豌 豆 2.5ha 甜 菜 2.5ha 馬鈴薯(生食用) 2.0ha 牧 草 3.0ha 繁殖牛 25頭 素牛雄 1~9月 10頭 素牛雌 1~9月 10頭 育成牛 2頭 <経営面積> 15.0ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1/2台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1/5台 マニユアスプレッダ 1/4台 ロータリーハロー 1/4台 フロントローダー(30PS) 1/5台 ポテトディガ 1/5台 ポテトハーベスター 1/5台 カルチベーター(4畦) 1/10台 ストロークジョッパー 1/5台 スプレヤー 1/2台 ディスクハロー 1/3台 ボトムプラウ 1/3台 ビート移植機 1/4台 ビートハーベスタ 1/5台 ラッピングマシーン 1/5台 モアコンディショナー 1/5台 その他 牛舎 250㎡ 1棟 農舎 110㎡ 1棟 農具舎 66㎡ 1棟 堆肥舎 40㎡ 1棟 子牛休憩室 60㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、 経営と家計の分離を 図る ・青色申告の実施	・農作業の共同化によ る労働時間の短縮 ・春秋の農繁期におけ る臨時雇用従事者の 確保 ・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人
	<作付面積等> 水 稻 15.0ha 牧 草 3.0ha 繁殖牛 25頭 素牛雄 1~9月 10頭 素牛雌 1~9月 10頭 育成牛 2頭 <経営面積> 18.0ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1/2台 トラック(2t) 1台 フロントバケット 1/2台 自脱型コンバイン(6条) 1台 サブソイラ(1本爪) 1/2台 ブロードキャスター 1/4台 マニユアスプレッダ 1/4台 代掻均平機(2.4m.) 1/2台 田植機(乗用8条) 1台 プラウ(16×2) 1/2台 ラッピングマシーン 1/5台 モアコンディショナー 1/5台 その他 牛舎 250㎡ 1棟 農舎 110㎡ 1棟 農具舎 66㎡ 1棟 堆肥舎 40㎡ 1棟 子牛休憩室 60㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、 経営と家計の分離を 図る ・青色申告の実施	・農作業の共同化によ る労働時間の短縮 ・春秋の農繁期におけ る臨時雇用従事者の 確保 ・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
13. 酪 農 専 業	<作付面積等> 牧 草 36.4ha デントコーン 10.6ha 経産牛 60頭 未経産牛 2頭 育成牛 ~12月 15頭 育成牛 13~24月 16頭 <経営面積> 47.0ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1台 フロントローダー(30PS) 1台 マニユアスプレッダ 1/2台 スプレーヤー 1/2台 テッダ・レーキ 1台 ブロードキャスター 1台 フォレージハーベスター 1/6台 トラック(4t) 1台 モアコンディショナー 1台 ロールペーラー 1台 ラッピングマシーン 1台 その他 農舎 180㎡ 1棟 成牛舎 300㎡ 2棟 育成舎 172㎡ 1棟 バンカーサイロ 300㎡ 4棟 堆肥舎 300㎡ 1棟 飼料調整舎 180㎡ 1棟	・複式簿記記帳により、 経営と家計の分離を 図る ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収 集、分析による消費 動向に対応した計画 的出荷、販売	・酪農ヘルパー制度の有効活用 ・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.3人

2 〔組織経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水 稲 ＋ 野 菜	<作付面積等> 水 稲 22.0ha フロッキー 3.0ha 南 瓜 3.0ha ケリーアスパラ(露地) 0.5ha メロン(ハウス) 1.25ha ほうれん草(後作) (0.25ha)	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1/2台 トラック(2t) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1台 ブロードキャスター 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロータリーハロー 1/2台 田植機 1/2台 精密は種機 1/5台 カルチベーター(4畦) 1/4台 スプレヤー 1台 マルチャー 1/5台 ロータリーティラー 1台 除雪機 1/5台 歩行型野菜移植機 1台 その他	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷、販売	・大型機械導入による労働力、労働時間の短縮 ・給料制の導入 ・休日制の導入 ・農業研修性の受け入れ ・社会保険の加入 ・野菜の省力化技術の導入
	<経営面積> 30.0ha (うち借地 田 4.0ha) <構成員戸数> 3戸	農舎 229㎡ 1棟 農具舎 140㎡ 1棟 堆肥盤 218㎡ 1基		<家族労働力> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3.9人
2 畑 作 ＋ 野 菜	<作付面積等> 秋小麦 12.0ha 大 豆 2.0ha 小 豆 10.0ha 甜 菜 15.0ha 馬鈴薯(生食用) 15.0ha 馬鈴薯(加工用) 6.5ha 南 瓜 3.0ha メロン(ハウス) 1.0ha	<機械施設設備> トラクター(90PS) 2台 トラクター(60PS) 1/2台 トラック(2t) 2台 マニユアスプレッダ 1台 ロータリーハロー 2/3台 フロントローダー(30PS) 1台 ポテトディガ 1/2台 ポテトハーベスター 1/2台 カルチベーター(4畦) 1台 グレンドリル 1台 ストロークショッパー 1台 スプレヤー 1台 ボトムプラウ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 ブロードキャスター 1台 スノーモビル 1台 精密は種機 1台 ロータリーティラー 1台 除雪機 1/5台 その他	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷、販売	・大型機械導入による労働力、労働時間の短縮 ・給料制の導入 ・休日制の導入 ・農業研修性の受け入れ ・社会保険の加入 ・野菜の省力化技術の導入
	<経営面積> 64.5ha (うち借地 畑10.0ha) <構成員戸数> 3戸	農舎 323㎡ 1棟 農具舎 323㎡ 1棟		<家族労働力> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3.3人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 酪 農 専 業	<作付面積等> 牧 草 106.0ha 経産牛 120頭 未経産牛 30頭 育成牛 66頭 <経営面積> 106.0ha <構成員戸数> 3戸	<機械施設設備> トラクター(90PS) 1台 トラクター(60PS) 1/2台 マニユアスプレッダ 1/2台 フロントローダー(30PS) 1台 スプレヤー 1台 ブロードキャスター 1台 ラッピングマシーン 1台 ビックペーラー 1台 モアコンディショナー 1/3台 フォレージハーベスター 1台 トラック(4t) 1台 その他 農舎 180㎡ 2棟 成牛舎 400㎡ 3棟 育成舎 172㎡ 2棟 バンカーサイロ 300㎡ 5棟 堆肥舎 300㎡ 3棟 飼料調整舎 200㎡ 2棟	・パソコンによる経営 計画、労務、財務、 ほ場管理 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の収 集、分析による消費 動向に対応した計画 的出荷、販売	・給料制の導入 ・休日制の導入 ・農業研修性の受け入 ・社会保険の加入 <家族労働力> ・主たる従事者 8人 ・補助従事者 4.8人

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示したような目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業・基本方針第3経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

3 〔新規就農者〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水 稲 + 野 菜	<作付面積等> 水 稲 10.8ha ハウストマト 0.3ha <経営面積> 11.1ha (うち借地 2.8ha)	<機械施設設備> トラクター(37PS) 1台 農用トラック(2t) 1台 育苗ハウス(水稲用) 6棟 トマトハウス(6×50m) 8棟 クロートラクター(59ps) } 田植機(8条) } 共同 自脱型コンバイン } 利用 稲刈り収集機 } <その他> ・良食味米の安定生産 ・無人ヘリコプターによる防除を作業委託 ・米乾燥調製施設の利用 ・トマトは促成栽培に比べ暖房コストが削減される半促成作型、長期取り(6～10月出荷)で高収量を確保し労働の季節偏差を縮小	・施設野菜を組み合わせた複合経営 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・ライスターミナル、野菜共選施設を利用し作業の効率化	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
2 畑 作 専 業	<作付面積等> ハウストマト (促成) 0.1ha (半促成) 0.3ha (夏秋どり) 0.1ha 秋小麦 2.0ha 大豆 2.5ha <経営面積> 5.0ha	<機械施設設備> トラクター(22PS) 1台 トラクター(90PS) 1台 歩行型トラクター(3.7PS) 1台 軽トラック 1台 ブロードキャスター 1台 スプレイヤー 1台 播種機 1台 コンバイン 1台 栽培ハウス 1台 <その他> ・トマトは3作型を組み合わせることで所得の確保と労働の平準化を図る	・高収益野菜に特化し所得の確保 ・部会活動により生産技術の向上 ・共選施設、労働力支援組織の活用 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 畑 作 + 野 菜	<作付面積等> 秋小麦 4.2ha てん菜(移植) 3.5ha 馬鈴しょ 4.2ha フロッキー 1.4ha アスパラガス 0.7ha <経営面積> 17.5ha	<機械施設設備> トラクター(59PS) 1台 トラクター(3.7PS) 1台 トラック(4tダンプ) 1台 総合播種機 1台 ホットプランター 1台 動力噴霧器 1台 ホットハーベスター 1台 豆乾燥機 1台 作業・資材庫 1棟 トラクター(81ps) } 共同 豆用コンバイン } 利用 ビート移植機 } ビートハーベスター } 全自動野菜移植機 } <その他> ・4年輪作 ・麦の収穫、乾燥調製は利用組合及び米乾燥調製施設を利用 ・秋まき小麦収穫後に後作緑肥を栽培し土づくりを推進 ・フロッキーは、6～10月までの長期出荷作型	・中規模畑作地帯で露地野菜を導入した複合経営 ・露地野菜の作付で馬鈴しょの過作を回避 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
4 酪 農 専 業	<作付面積等> 牧草(採草) 43.2ha 牧草(放牧) 14.7ha <経営面積> 17.5ha (うち借地 11.5ha) 経産牛 48頭 育成牛 23頭 常時飼養頭数 71頭	<機械施設設備> 成牛舎 600㎡ 1棟 育成舎 210㎡ 1棟 機械庫 198㎡ 1棟 堆肥舎 318㎡ 1式 尿溜 250㎡ 1式 カーフハッチ 7個 バルククーラー 4,800L 1台 バイブラインミルカー 6台 1式 バーンクリーナー 1式 トラクター 2台 トラック(2tダンプ) 1台 ロールヘーラー等牧草収穫機械 1式 <その他> 公共牧野を利用した育成牛管理	・集約放牧を取り入れた労働時間及び飼料費の削減 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 有機野菜専業	＜作付面積等＞	＜機械施設設備＞	・有機農法での栽培 ・有機JASの取得 ・土質の管理 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、 ・定期的な圃場の草取り ・インターネットを活用した販路の拡大	＜家族労働力＞ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
	人参 0.8ha	トラクター(39PS) 1台		
	南瓜 0.8ha	ロータリー 1台		
	馬鈴しょ 0.2ha	軽トラック 1台		
	アスパラガス 0.1ha	総合播種機 1台		
	にんにく 0.3ha	ポテトプランター 1台		
	ホップ 0.1ha	ポテティガー 1台		
		振動掘取り機 1台		
	＜経営面積＞	管理機 1台		
	2.6ha	豆乾燥機 1台		
		人参洗浄機 1台		
		にんにく種割機 1台		
		納屋 1棟		
		ハウス 2棟		
		プレハブ冷蔵庫 1台		

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業十字の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

2 本町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

町が主体となって農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会への参加を促すとともに、認定農業者との交流の機会を設ける。また、商工会や農業再生協議会とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

前述の「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、町は地域直売所への加入及び農業者の交流の促進や他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手

づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たな農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供および就農相談については、担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については富良野緑峰高等学校農業特別専攻科等、就農後の営農指導等フォローアップについては、上川農業改良普及センター、農業協同組合、上富良野町認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たな農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上富良野町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業委託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
上富良野町農用地面積の95.0%程度	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本町においては、離農や規模縮小に伴い供給される農用地を認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営への利用集積を進めてきており、令和3年3月現在で、認定農業者への農地の集積状況は90.3%となっているが、農業経営者の平均年齢は約57歳と高齢化が進み、後継者のいない農家も多く、今後10年間で農家戸数の大幅な減少が見込まれる。

離農により供給される農用地をいかに認定農業者等への担い手へ集積していくかが課題となってくるが、地域間で担い手農家戸数には格差があり、新規就農者の育成・確保は勿論のこと、法人設立への支援等を推進し、地域農業を支える優れた担い手の育成・確保をするとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確保することが重要である。

農用地の利用集積及び集約化に際し、上富良野町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農業地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域

の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別な事情により集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等が組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置

及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
イ 農用地利用改善事業の実施区域
ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の受託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の受託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

① (5) の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等から見て効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を

図ることが特に必要であると認められるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めことができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
ウ 中間管理事業の利用に関する事項
エ その他農林水産省令で定める事項

- ③ 町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を町の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係者は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、町に意見書を提出することができる。

- ④ 町は、①に規定する農用地利用規程について申請のあった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5)の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者（以下「所有者」という。）の3分の2以上の同意が得られること。
イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年３月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(８) 農用地利用規程の変更等

- ① (５)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(５)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第２１条の５で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第２２条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第２２条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

- ③ 町は、認定団体が(５)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第１３条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ (５)の②及び(６)の③並びに(７)の③及び(７)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(５)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(９) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導・援助

① 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用 of 周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 道営担い手育成基盤整備事業（平成 11 年度～平成 16 年度）、畜産基盤再編総合（平成 11 年度～平成 14 年度）国営しろがね地区畑地帯総合土地改良パイロット事業（昭和 45 年度～平成 14 年度）、道営農業経営体育成型事業（平成 24 年度～令和 6 年度）、農業基盤確立農業構造改善事業による農業生産基盤整備を促進し、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

- ② 農業構造改善事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ③ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、農事組合等の単位での面的な広がりや田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ④ 稲わら、麦稈等は場副産物と家畜糞尿の有機質資源としての有効活用を図る観点から、堆肥化等による肥料としての農地へのリサイクル利用を推進して、土づくり対策に努める。
- ⑤ 新規就農及び参入・Uターン対策を講じるため、農業構造の転換を農業関係機関、農業者代表等有識者との協議により、推進していく。
- ⑥ その他、地域の農業の振興に関する施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 上富良野町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進

を図る。

- (2) 上富良野町、上富良野町農業委員会、ふらの農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和4年5月10日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。